

【様式1】

## 倉敷市立 南中学校 いじめ問題対策基本方針

### いじめに関する現状と課題

- ・本校のいじめの認知件数は、年間10件前後で推移している。主な原因として、対人関係を築くのが苦手であることが起因していると考えられる。さらに、悩みや不安を相談する友人がいない生徒も少なくない。また、SNS（主にLINE）によるからかいや中傷も存在し、いじめの潜在化が懸念される。
- ・いじめをいかに早く発見するか、いじめを生まないための日々の取組が課題である。いじめ問題への対策として、教職員の指導力の向上を図るとともに家庭や地域、関係機関との連携を深めることにより、組織的な指導体制を確立していく必要がある。

### いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・教育活動全般を通じて、人権意識の高揚と道徳心の育成に努め、家庭や地域、関係諸機関と連携しながら生徒を育成していく組織的体制を整備する。  
(重点となる取組)
- ①いじめの防止（人権尊重の意識、自己指導能力の育成、互いに認め合い支え合うことができる集団の形成、教職員の指導力の向上）
- ②いじめの早期発見（教職員による観察・情報交換、アンケート調査の実施、教育相談の活用）
- ③いじめへの対処（いじめ対策委員会の設置。いじめ問題に対する初期対応、その後の継続的な指導や支援に組織的に取り組めるような指導体制を確立する。保護者や関係機関との連携を密にする。）

#### 保護者・地域との連携

- (連携の内容)
- ・学年懇談等を活用して、いじめ問題対策基本方針の周知を図る。
  - ・生活だより、学年だより等による広報活動に努める。
  - ・保護者の責務や家庭教育の大切さを再確認してもらい、各家庭においても子どもと触れ合う時間を大切にしてもらう。
  - ・スマートフォンやインターネットの正しい利用の仕方について、保護者にも学年懇談やPTAの研修会等を利用して周知徹底する。
  - ・いじめの兆候に気付き、実態が明らかになった時は、学校と家庭が連携を取りながら、その指導や支援に取り組む。
  - ・いじめ問題の相談窓口や学校における教育相談窓口を紹介し、活用を促す。

#### 学 校

##### いじめ対策委員会

- (いじめ対策委員会の役割)
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、発生しいじめ事案への対応
  - (いじめ対策委員会の開催時期)
  - ・年3回の開催（学期ごと）
  - (いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達)
  - ・職員会議で全教職員に周知
  - (いじめ対策委員会の構成メンバー)
  - 校外≪児童相談所、スクールカウンセラー  
PTA会長、青少年を育てる会会長≫
  - 校内≪校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年・特支主任、学年の生徒指導担当教諭、養護教諭、生徒支援コーディネーター、関係職員

##### 全 教 職 員

#### 関係機関等との連携

- (連携機関名)
- ・県教育委員会、市教育委員会
- (連携の内容)
- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフの派遣
- (学校側の窓口)
- ・教頭、生徒指導主事
- (連携機関名)
- ・倉敷警察署
- (連携の内容)
- ・心と命の教育の実施、防犯教室の実施
- (学校側の窓口)・教頭、生徒指導主事
- (連携機関名)
- ・倉敷児童相談所
- (連携の内容)
- ・心理分析、保護者への支援
- (学校側の窓口)・教頭、生徒指導主事

### 学 校 が 実 施 す る 取 組

- |              |   |
|--------------|---|
| ①<br>いじめの防止  | <p>(職員研修)・職員会議や職員研修を通して、生徒の特質やネット利用の状況とその指導上の留意点についての共通認識をもつ。</p> <p>(生徒会活動)・いじめについて考える週間において、いじめ防止の意識を高めるために標語の作成などの取組を行う。</p> <p>(情報モラル教育)・ネット上のいじめを防止するために、情報機器を適切に利用できる力を身に付けるための取組を進める。</p> <p>(自己指導能力の育成)・人権を尊重し、お互いの人格を認め合える態度の育成や、心の通う人間関係を構築する能力を高めるための道徳教育の充実を図る。</p>   |
| ②<br>早期発見    | <p>(実態把握)・生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、教育相談を年2回行うことで、いじめの早期発見に努める。</p> <p>(相談体制の確立)・全教職員がきめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談できたりする体制を整える。</p> <p>(情報共有) 生徒の気になる変化や行為があった場合、家庭と連携を図るとともに、教職員間でも早急に情報を共有できる体制をつくる。</p>  |
| ③<br>いじめへの対処 | <p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒がいじめを受けているとの通報を受け、その可能性が明らかになった時は、いじめの事実の有無の確認を行う。</li> </ul> <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの組織的対応を検討するために、原則各学期ごとにいじめ対策委員会を開催する。ただこの会は緊急で開催されることもある。</li> </ul> <p>(いじめられた生徒への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。</li> </ul> <p>(いじめた生徒への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは絶対に許されない行為であり、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、保護者の協力を得ながら指導する。</li> </ul> |